

小 矢 部 市 剣 道 連 盟 会 則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、小矢部市剣道連盟と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、剣道の振興普及に努め、「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」との剣道理念の実践とともに会員相互の親睦を図り、社会人としてより一層の向上を目指して研鑽することを目的とする。

第2章 事 業

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種剣道大会及び講習会
- (2) 青少年に対する指導
- (3) 功労者の表彰及び会員の慶弔
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、小矢部市に在住又は勤務する社会人で、本会の趣旨に賛同する者とする。

第4章 役 員

(役 員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

会 長	1 名	理 事	若干名
副会長	若干名	監 事	2 名
理事長	1 名		

(選任・任務)

第 6 条 会長は、総会において推挙する。

会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第 7 条 副会長は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第 8 条 理事長は、理事の互選とし、総会の同意を得て会長が委嘱する。

理事長は、会長の命を受け、会務の処理にあたる。

第 9 条 理事は、会員の互選とし、総会の同意を得て会長が委嘱する。

理事は、本会の会務を執行する。

第 10 条 監事は、会員の互選とし、総会の同意を得て会長が委嘱する。

監事は、他の役員を兼ねることはできない。

監事は、本会の事業執行状況及び会計を監査する。

第 11 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

役員の辞任等による後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

役員は、任期満了後も後任者が就任するまで、その任務を行わなければならない。

第5章 名誉会長、顧問、相談役及び参与

(名誉会長等)

第 12 条 本会に、名誉会長、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

第 13 条 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、会長が役員会に諮ってこれを委嘱し、会長の諮問に応じ助言する。

第 14 条 名誉会長の任期は終身とする。顧問、相談役及び参与の任期は第 11 条を準用する。

第 15 条 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、総会及び役員会に出席して意見を述べることができる。

第6章 会 議

(総 会)

第 16 条 総会は、毎年 1 回春季に開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

第 17 条 総会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 本会の解散及び会則の改廃
- (2) 予算及び決算
- (3) 事業報告及び事業計画
- (4) 役員の選出及び承認
- (5) その他本会の目的達成に必要な事項

第 18 条 総会は、出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(役員会)

第 19 条 役員会は、会長、副会長、理事長、理事、監事、事務局長をもって構成する。役員会は、必要に応じて、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

第 20 条 役員会は、本会の会務を審議する。
役員会は、総会を開催するいとまのない場合において、第 17 条の(1)を除く事項について審議し、決定することができる。この場合、これを次の総会に報告し、その承認を得るものとする。

第 21 条 役員会は、出席役員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第7章 会 計

(会 計)

第 22 条 本会の経費は、次のものを以てこれに充てる。

- (1) 会費
- (2) 大会参加費
- (3) 寄付金及び補助金
- (4) その他の収入

第 23 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第8章 事 務 局

(事務局)

第 24 条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

第 25 条 事務局長は、総会の同意を得て会長が委嘱する。
事務局長の任期は、第 11 条を準用する。

第 26 条 事務局長は、理事長の命を受けて事務処理にあたり、本会の総会及び役員会に出席し意見を述べることができる。

第 27 条 事務局には、本会の会則、会員名簿、会計簿、その他必要な帳簿を備えるものとする。

附 則

- 1 本会則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 59 年 5 月 13 日、総会において「小矢部市剣友会」を「小矢部市剣道連盟」に改称する。
- 3 平成 26 年 4 月 12 日改定する。